

なごかてな 報

発行所

嘉手納村役場

電話 098976 - 2001・2628

編集

企画経済課 広報係



区	世帯	男	女	計
東区	600	1,372	1,357	2,729
上区	471	960	1,017	1,977
中区	441	917	959	1,876
北区	573	1,215	1,185	2,400
南区	615	1,141	1,252	2,393
西区	697	1,502	1,508	3,010
小計	3,397	7,107	7,278	14,385
外人	45	40	43	83
計	3,427	7,132	7,300	14,432

1月の人口

二月二日中央公民館ホールにおいて、
村連合青年会の「第三回青年祭」が開催
されました。

これは、過去一年間における各地域青
年会の活動の成果を総合的に発表すると
ともに、お互いの交流を深めて時代に即
応した会活動を図るという趣旨で開かれ
たものです。

当日は、絵画、手工芸品などの展示と
コーラスや琉舞などの発表の二部に分け
て各区青年会の活動状況の成果が披露さ
れにぎわいました。

番号
年月日

新垣栄幸

沖縄県嘉手納村103-5

土地取引は許可が必要

「国土利用計画法」

十二月二十四日から施行

ここ十数年間のめざましい経済の成長にもない、国土の利用に著しい混乱がみうけられます。

大都市問題、過疎問題、自然環境破壊、地価上昇など、さまざまな混乱の中で今ほど思いきった土地利用対策が望まれるときはありません。

「国土利用計画法」は、こうした土地利用対策の基本とするためにつくられたものです。

この法律は、公共福祉の優先、自然環境保全の尊重という立場から国土の計画的な利用と地価の安定をはかり、豊かで住みよい地域社会を形成していくことをねらいとしています。

◎特定の地域では土地取引に許可が必要です。

知事は、土地の取引に許可

が必要となる区域（規制区域）を次のような場合に定めることができます。

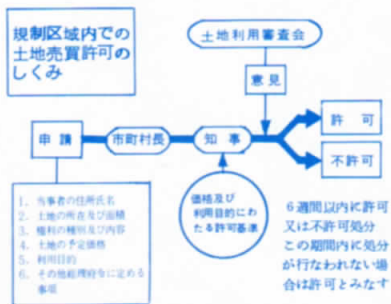
都市計画区域では：

土地投機の対象として土地取引が盛んに行われ、地価の上りが激しいとか、その危険性がある地域。

都市計画区域以外では：

右と同じ状態が認められ、その状態をなくさなければ、正しく望ましい土地の利用が妨げられると考えられる地域。

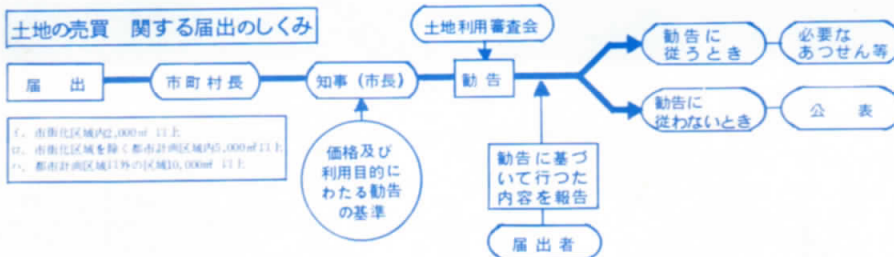
規制区域内での土地の売買などの契約をするときは、知事の許可（相続・贈与などは除外）が必要となります。



◎一定規模の土地取引は届出が必要です。

一定の広さ以上の土地の売買などの契約（予約、代金を支払って使ったり借りるときも同じ）をするときは、売る人も買う人も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を市町村長を通して、知事に出さなくてはなりません。届出を受けた知事は、土地の価格がまわりの土地の価格より高すぎるとか、定められた土地利用の計画と比べて望ま

土地の売買 関する届出のしくみ



くないときなどは、土地利用審査会の意見をきいて、取引の中止や、価格を下げるなどして売買する人たちに勧告します。この勧告をきき入れないときは、勧告の内容を公表し、住民に批判してもらいます。

◎遊んでいる土地は有効に利用します。

遊んでいる土地を、正しく役立つように利用を進める定めがあります。

このような土地がある場合、知事は、みずから、または市町村長の申し出にもとづき、これを遊休土地と認め、所有者等に通知します。

通知を受けた所有者等は、その土地の利用方法などの計画を六週間以内に市町村長を通じて知事に届出なければなりません。

この計画に、知事は必要なアドバイスをしたり、もし利用の方法などを変えてもらわねばならないときは、その旨を所有者等に勧告することができます。所有者が勧告に従わないときは、県や市町村が所有者と買い取り協議を行ないます。

協議が成立しない場合で、公共施設等とその土地を使う必要があると考えられたときは、都市計画の決定をするなどして、住民に役立つ方法がとられます。

この遊休土地についての定めは、沖縄県では昭和四十七年五月十五日以降に契約した土地の

うち、遊休土地であると認められる土地についても今後二年間

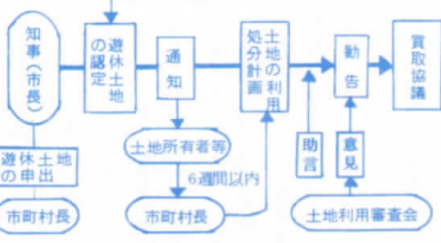
に限って、同様に取扱いすることになっていきます。

遊休土地に関する措置

- 1.届出を要する面積以上の広がり土地
- 2.取得後3年以上経過した土地
- 3.利用されていない土地
- 4.有効かつ適切な利用を確保すべき土地
- 5.なお、すでに取得されている遊休土地(昭和44年1月1日以降に取得されたもの)についても、この法律の施行の日から2年以内に限り遊休土地である旨通知することができる。

この法律についてのお問合せは、県の土地利用対策課(電話三三三三六三)または、

村役場企画経済課(電話二〇〇一)へどうぞ



復帰前の米軍隊等による諸損害の申告について

復帰前の米軍隊等による交通事故、暴行その他の不法行為及び米軍基地の存在に原因して被った諸損害に対し、次のとおりその実態を把握し、国に適正措置を要求したいと思っております。該当する方は申告して下さい。

対象

- 1 人身財産関係

昭和二十七年四月二十八日か

3 地上物件損害関係

昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十七日までの間における米軍の軍用地接収に原因して建物、墓、井戸立木等に損害を受けた者で何らの補償も受けていないもの。

4 漁業損害関係

米軍隊の演習及び軍用地から排出された汚毒物等に原因して漁業経営に損害を受けた者で何らの補償を受けていないもの。

2 軍用地周辺の財産損害関係

軍用地の存在または不十分な管理に原因して周辺の土地の利用価値が制限され損害を受けている者。なお、損害を除去し利用価値を維持するため道路、溝、垣等の敷設その他支出を余儀なくされた場合を含むものとする。

申告期間

昭和五十年一月二十一日から六月三十日まで

申告先

嘉手納村役場税務課土地係

爆音被害を訴える

—参議院調査団来村—

一行は、沖縄の振興開発計画や海洋博準備の実情調査の目的で来県したのですが、本村では村長と屋良小学校長から本村の爆音被害の実情について説明を受けました。

このは参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会の派遣委員一行(金井元彦、自民、稲嶺一郎、自民、鈴木美枝子、社会、二宮文造、公明)が本村の「米軍基地の爆音被害の状況調査」に村役場と屋良小学校を訪れ、

村長は「嘉手納基地からの爆音は、ベトナム停戦後も依然として衰えず、特に村民居住地域に近接している大型駐機場から発する爆音はひどく村民生活を著しく阻害して、村民に大きな被害を与えていること、このため村では再三再四にわたって国や関係当局に対して、その善処方を要請しているが、今だにその具体策が示されてなく村民は大きな不満をもっていることなどを訴えました。

屋良小学校長は「航空機騒音は、児童生徒の身体、精神の両面に常時著しい障害を与え、授業現場において、たえずイライラして落ちつきのない児童生徒がよく見受けられ、授業に対する集中意欲に欠け、情緒不安定で学力低下の大きな原因となっていると思われる。また、派生的な影響として防音教室の照明不足や、換気不良のため炭酸ガスの充満によるあくび、居ねむり、頭重などの症状や視力異状

印鑑証明 実印なしでOK!!

4月1日から登録証方式に

印鑑はあなたの権利と財産を守る大切なものです。今日ではお金や財産の動くときには必ずといっていいほど印



児童生徒の増加などで授業効果が損なわれていること、その他、不湖の飛行機墜落事故に備えて毎年一回児童生徒の退避訓練を実施していることを訴え、民間住居地域上空の飛行禁止の政治的折衝処置を要請しました。

印鑑が必要となっています。そのために印鑑や印鑑証明のからんだ犯罪や事故は全国的にたくさん起きています。そこで、村では事故防止のため四月一日より、印鑑登録証明制度を改めることにしましたのでご協力下さい。

〔主な改正点〕

1 印鑑証明書は、印影をコピーし印鑑登録証明書としてお渡しします。

2 印鑑の登録をした人には、印鑑登録証をお渡しします。
3 印鑑証明が必要なきは、印鑑登録証を持参するだけで受けられます。

今まで登録していた人の切替は実印を持参して下さい

印鑑が欠けたり、すりへっているもの、その他登録できない印鑑に該当する印鑑をお持ちの方は、この際、作りかえられるか別の印鑑をご持参下さい。

(この場合、新旧両方の印鑑が必要です)

四月一日から九月三十日まで登録の切替をいたします。

くわしいことは、村役場住民課へおたずね下さい。

電 二〇〇一・二六二八



国年だより

今日の掛金

明日への希望

他の年金に加入していない二十歳から五十九歳までの方は必ず加入しなければなりません。

□ 保険料は、年金額の増額改正に伴って、昭和五十年一月分から一カ月一、一〇〇円になりました。

※ 国民年金は、国の行なう年金制度ですから、あなたが納めた保険料(一、一〇〇円)の半分(五五〇円)を負担します。

□ 納められなくなった保険料が再び納められます。
※ 昭和四十八年三月以前の保険料で時効になっている期間に限り納めることができます。

納められる期間
昭和五十年十二月まで
納める額
一月につき 九〇〇円

□ 年金額(左表のとおり)

	摘 要	年 金 額
老 令 年 金	25年納めて	278,640円
	10年 "	174,150
	5年 "	111,456
障 害 年 金	1級の人	348,640
	2級の人	278,640
母 子、準 母 子 年 金	子供1人の場合	278,640
	2人	288,240
遺 児 年 金	3人	4,800円加算
		老令年金の半額
寡 婦 年 金		
死 亡 一 時 金	3年納めて	17,000円

なお、附加保険料を納めている場合は、その期間分が加算されます。

※ 年金額は、物価や生活水準が上ったときは、それに見合って引き上げられます

国保だより

被保険者証

(保険手帳)の 検認について

本村の国民健康保険被保険者証(保険手帳)の有効期限は、

昭和五十一年三月三十一日となつておりますが、毎年一回、国保加入者(被保者)の資格を調べる「検認」が左記期日に行なわれますので、国民健康保険に加入している方々は、もれなく「検認」を受けるようお知らせします。

記

一、検認日程

二月二十四～二十六日

東区公民館

二月二十七～三十一日

上区公民館

三月三～五日

中区自治会事務所

三月六～八日

北区自治会事務所

三月十一～十二日

南区自治会事務所

三月十三～十五日

西区公民館

一、「検認」を受けるときは、保険手帳と印鑑を必ずもってきて下さい。

なお、保険税をまだ納めてない方は「検認」の際、徴収しますのでは非ご協力下さい。右の期間で「検認」を受け

ることができない方は、村役場住民課国民健康保険係で行ないます。一、「検認」を受けていない保険手帳は使用できなくなりしますのでご承知下さい。

精薄児(者)

に援助措置

療育手帳制度の

あらまし

このたび、精神薄弱児(者)のより一層の福祉の充実を図るため、沖縄県療育手帳制度要綱が、昭和四十九年十一月十八日公布され、精神薄弱児(者)に対し、療育手帳が交付されることになりました。

この制度は、精神薄弱児(者)の方に対して一貫した指導、相談が行われるようにするとともに、各種の援助措置を受けやすくするために交付するものです。この制度による精神薄弱児(者)に対する援助措置としては次にかかげるものがあります。詳しくは、精神薄弱者更生相談所、福祉事務所、村役場厚生課の窓口でおたずね下さい。

- 一、特別児童扶養手当
- 二、心身障害者扶養共済
- 三、国税、地方税の諸控除及び減免税
- 四、NHKの受信料の免除

ンを使用しますと、排気弁座の異常摩耗し、エンジン不調をきたしたり、エンジン性能が低下することがありますので留意下さい。

ガソリンの無鉛化の実施について

一通商産業省一

近く、鉛

による環境汚染防止対策の一環として、従来

のレギュラーガソリンは無鉛ガソリンに切り替えられます。

昭和五十年二月から無鉛ガソリンの生産を開始、程なく一般販売

(イ)自動車関係

昭和四十七年の夏以降に生産された自動車は、すでにトラブル防止の対策がなされておりすがそれ以前に生産された車には常にガソリン選択の注意が必要です。

従って、自動車使用者が適正なガソリンを使用してもらうために、各自動車メーカーから、ガソリンの適正な使用方法などを記載した書類と適正な使用ガソリンを明記したステッカーが各使用者に送られます。ガソリンスタンドでは貼付されたステッカーに従って給油しますが、昭和五十年二月一日以降ステッカーが貼付されていない自動車は給油を受けられない場合がありますのでご注意ください。

一月末までにステッカーが届かない場合は、近くの自動車販売店で受け取って下さい。

(ロ)農林、建設等機械関係

農林、建設等の機械のガソリンエンジンについても、自動車同様な取扱がなされ、ガソリンスタンドでは、使用者の申し出により所要のガソリンを供給します。

なお、詳細については、自動車及び機械の使用方法は最寄りの販売店へ、ガソリンの給油方法はガソリンスタンドへお問い合わせ下さい。

一図書購入費を寄附一

結婚記念に

「第二の人生の門出を記念して少額ではありますがお贈りします。図書購入資金の足しにして下さい」ということで、中央公民館図書室に寄附がありました。二月四日に字嘉手納三二番地の平安名常輝さんと(知念)八重子さんが村役場を訪ね村長に金一封が手渡されました。これは、結婚披露宴をとりやめてその費用から寄附されたものです。

ありがとうございました。お二人の末永い幸せとご発展をお祈りいたします。

所得税、住民税、事業税の

申告は早めに

二月十六日～三月十五日

二月十六日～三月十六日まで

所得税、村・県民税、個人事業税の申告受付がはじまります。確定申告をする、村・県民税個人事業税の申告は必要ありません。

所得 税

みなさんが、昨年一月一日から十二月三十一日までの一年間に得た所得と、その所得に対する税額を自分で計算して申告、納税することになっています。

◎ お早めに提出を

期間中に正しい申告と納税をされないと、加算税や延滞税など余分な税金がかかり、不利になります。

◎ 所得税のもどる人

源泉徴収された人や予定納税をした人で、昨年中に火災などの災害で財産を失った人や病気で多額の医療費がかかった人は、還付申告によって税金の還付を受けることができます。

ます。

村・県民 税

税務署へ所得税の確定申告をする必要のない人で、次に該当する人は、村・県民税の申告が必要ですから村役場税務課へ申告して下さい。

① 昨年中に所得のあった人は、一月一日の現住所の市町村役所へ申告して下さい。

② 現住所以外で事務所、事業所、家屋敷のある人は、事務所等のある市町村役所へ申告して下さい。

③ 給与所得者はふつう申告する必要はありませんが、勤務先から給与支払報告書が得出されてない人。

④ 給与を二か所以上から受けた人。

⑤ 昭和四十九年中に退職または転職した人。

⑥ 給与所得のほか営業、不動産配当などの所得のある人。

⑦ 配当については、所得税で源泉分離課税を選択されている人。

⑧ 雑損控除、医療費控除を受けようとする人。

◎ 財産の贈与を受けた人も申告を

贈与税は、昭和四十九年中に贈与を受けた財産(物品や金銭有価証券など)の合計額が四十万円(基礎控除)をこえる人にかかります。

四十万円以下でも四十七、八、九年のいずれかの年に、二十万円をこえる財産を連続して贈られた場合も贈与税がかかりますので、申告、納税が必要です。

事 業 税

四十九年中に事業所得のあった人は、税務所へ所得税の確定申告をするか、その必要のない人については、村役場へ村・県民税の申告をすれば、個人事業税の申告があったものとして取り扱われます。青色申告はこれまでどおり税務署へ申告して下さい。

◎ 各種の控除は付記事項欄に

所得税の確定申告書または村県民税の申告書に事業税の付記事項欄が設けられています。控除適用を望まれる方はこの欄にある各種控除に関する事項―事業専従者の選択

(所得税や村・県民税で配偶者控除を受けた人が事業税で専従者控除を望まれる場合) 譲渡損失の額―の該当欄にその旨記載して下さい

記載がないと、それぞれの控除が受けられませんが、注意を。

豪華事業税についてのお問い合わせはコザ県税事務所(電話〇九八九三七―四〇四一)へどうぞ。

返典香

十二月二十八日、字嘉手納一―番地の儀保信子さんから夫故儀保浜太郎氏の香典返しにかえて、嘉手納村社会福祉協議会へ金一封の寄附がありました。ありがとうございます。

赤道団地分譲住宅 土地付一戸建 募集

● 募集戸数 69 戸

● 構造 プレキャスト鉄筋コンクリート造平家建

● 型 式 3LDK 64.82m² (19.6坪)

● 入居予定 50年 2月

頭金 291 万円で あなたのマイホームが！

土 地	譲 子 定 額	渡 公 庫 融 資 子 定 額	頭 金	庫 金 償 還 金	譲 子 定 額	渡 公 庫 融 資 子 定 額	頭 金	庫 金 償 還 金
平均 244m ² (73坪)	981万円	345万円	636万円	月 17,500円	981万円	345万円	345万円	291万円

● 受付期間 募集戸数に達するまで受付ます。
● 受付場所 沖縄住宅供給公社 管理課 電話 (0988) 55-3527

沖縄県住宅供給公社